

心をひとつに



以和為貴（和を以て貴しと為す）

理事長 山本 正

西暦604年に聖徳太子が日本で最初に作った十七条憲法は、現在の憲法の語源にもなっているそうです。

その第1条には、有名な「和をもって貴しとなし、忤（さから）うことなきを宗とせよ（以下略）」の文言が見られるように、太子が最も願ったのは人と人との「和」であり、話し合いを通じて物事を解決し、武力による争い事を避けようとする思想にありました。

また、最後の第17条には「それ事はひとり断（さだ）むべからず。かならず衆とともに論（あげつら）うべし（以下略）」とあり、物事を決めるときは独断ではなく、必ず多くの人の意見を聞き論じ合うべきだ、と繰り返しています。

当時の憲法は、現在のような国民全体に対する社会の基本法ではなく、官僚達の心得を説いたものだと言われていますが、その「和」の精神は民主主義の基礎となるもので1400年以上たった今日でも多くのの人々や様々な組織の支えとなっています。

私達の公嘱協会は1985年に設立されました。土地家屋調査士法の第63条には、調査士及び調査士法人はその「専門的能力を結合して」官公署等による不動産の表示に関連する業務を適正かつ迅速な実施に寄与する事を目的として公嘱協会を設立することが出来ると定められています。

わざわざ「専門的能力を結合して」と書かなくても条文としては問題ないと思われるかもしれませんが、ここにこそ公嘱協会設立の大きな意義があると考えます。コンプライアンス（法令遵守）から言えば、公嘱協会は常に構成員たる調査士や調査士法人が専門的能力の結合を維持していなければならないということになります。つまり、それだけ専門的能力を結合して国家国民の財産を守ることが法律では強く求め

られているのです。

私達は、設立以来「専門的能力の結合」＝「和」と捉え、組織の運営を行ってきました。また専門的能力は技術、知識、経験に裏付けられるものであり、常に資質の向上を目指し研鑽を重ねてまいりました。この考えは先輩から後輩へ連綿と受け継がれ、少しだけではありますが伝統と誇らしきものも感じられるようになってまいりました。

また、公嘱協会には現在調査士会会員の3分の2が社員登録をしていますが、117名の社員は県下7ヶ所のいずれかの支所に所属しており、専門的能力の結合だけでなく地域固有の慣習や特性を熟知した上での業務処理を行っておりますため、地元の官庁や住民からの信頼も集めております。本紙見開きのページには各支所の紹介がされていますが、それぞれの支所はよくまとまっており、ここでも「和」の精神が受け継がれています。

昨今、公共調達の適正化が問われ、官公署からの発注形態にも変化が見られるようになってきました。しかし、登記の世界は価格ではなく質であることは周知の事実です。私達はこれまで通りひたすら「専門的能力の結合」をもって邁進すること、公嘱協会が本当に必要な組織ならば、決して見放されることはないかと信じております。

最後に、下の写真は旧執行部の役員達のものですが、本年夏には大幅な役員改選が行われ、理事長を始め半数以上が入れ替わることになります。しかし、公嘱協会の「和」の精神は何ら変わることはありません。どうか新しい執行部になりましても、旧倍の御理解とご活用を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



長きに亘り公嘱協会を支えて来た山本理事長（前列中央）と執行部役員達

信頼
確実
安心

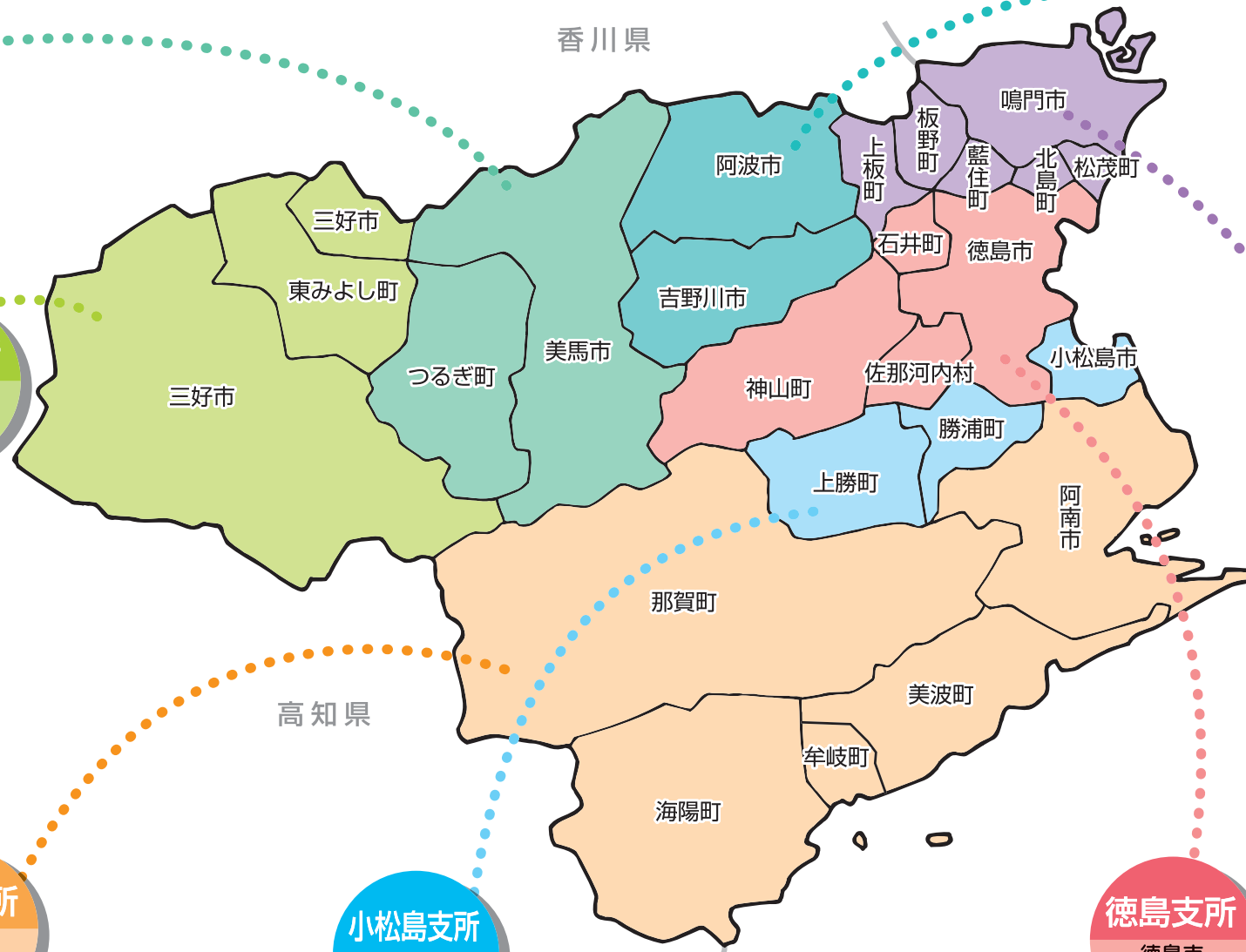
徳島県のすべての地域で、 公嘱調査士協会は活動しています。

地元スタッフが
ていねいに対応

協力体制で
どんな仕事でも万全

公嘱調査士協会は、県下7つの地域に支所を設置。
地域を知り抜いた地元スタッフが業務を担当する
ために、迅速、ていねいな処理を行なうことが可能
です。

支所間の連絡調整は常に緻密です。
業務を依頼された支所以外のスタッフでも、必要とあらば
県内各地から協力。より確実な結果を導き出す努力は惜
しみません。



美馬支所 美馬市 美馬郡



前支所長 藤見 誘
支所長 西村 嘉代子

美馬支所を紹介したいと思います。
社員数 6名
平成19年の主な受託状況
○農林水産省 中国四国農政局
徳島農政事務所
○徳島県西部総合県民局 県土
整備部
○美馬市
○つるぎ町
などです。

近年若い会員の入会があり、グリーンと若返って益々小回りのきくチームになりました。経験豊かな者と、新しい知識を持った若者がうまく調和しながら業務を処理しています。行動力の面でも広がりがか、GPS観測でも応援を求めなくとも、支所内で観測が出来る体制と成りました。
土地家屋調査士としての能力も、測量の技術も整ったベストメンバーのチームだと自負しています。
美馬支所は発注当初から、共同受託を基本としており、全員で業務処理をしてきましたが、特別な決まりを作った訳でもなく、ただ一つ「公嘱を最優先する」と言う事だけを申しあわせて業務処理を進めて来ましたが、個人事件が多忙な折しも、この申しあわせを第一義にスタートしています。
作業を長年している内に自然と役割分担がはっきりしてくるもので、自分の担当する所は抜かしてはならぬと互いに作業の進行具合の中で左右に気を配ったものです。
今思えば良く乗り切ってきたものだと思えるスケジュールも多々有り、日没まで急峻な山地を登り降りし、そのまま夜明けまで内業し、次の日早朝から又現場を上下して外業するという、家族と顔を合わせている時間より会員とのほうが何倍も多いという日が何日も続く事も度々ありました。
人数の増えた今でも、この精神だけは引継ぎ又引継げる事と思います。

三好支所 三好市 三好郡



支所長 森 伸二

三好支所を紹介したいと思います。
社員数 5名
平成19年の主な受託状況
○国土交通省 徳島河川国道事務所
○財務省 四国財務局徳島財務事務所
○徳島県西部総合県民局 県土整備・農林水産部
○三好市及び東みよし町
などです。

19年度は、分離発注方式が多く行われるようになりましたが、公嘱協会及び社員も新しく行われた方式に戸惑いもあり、各官公庁の方々にご迷惑を掛けたこともあったかと思ひます。
近年の不動産登記法の改正及び法務局の見解など、目まぐるしく登記手続きが変化しています。
そのなかで、官公庁の方々や協力して、円滑に正確かつスムーズな登記に貢献できるよう、知識や技能を向上させていきたいと思っています。
徳島県公共嘱託登記士地家屋調査士協会を、今まで以上に、ご相談・ご利用いただければ幸甚に存じます。

阿南支所 阿南市 那賀郡 海部郡



前支所長 川原 至
支所長 樽見 雅文

阿南支所を紹介したいと思います。
社員数 22名
平成19年の主な受託状況
○国土交通省 那賀川河川事務所
○徳島県南部総合県民局 県土整備部
○徳島県 保健福祉部 保健福祉政策課
○阿南市、美波町及び海陽町
などです。

19年度においては、南部総合県民局那賀庁舎より受託したある事件が、特に印象的でありました。業務箇所は、那賀町掛盤字五倍木周り外5字沢谷橋から東へ約750mの広範囲にわたり、その業務内容は、斜面安全対策に伴う土地買収事業で、土地境界確定や分筆及び補償のための調査を主とするものでありました。その業務処理にあたっては、作業期間も短く、急を要するものあり、さらに、現地では急峻な斜面が多い中、全域にわたり再測量を行うというもので、複数の社員(グループ受託)で取り組みましたが、かなり大変な業務となりました。
これからも、われら阿南支所におきましては、
① 発注方法等官公署のニーズにできる限り応えていきます。
② 大規模業務にもグループ受託により迅速な業務処理を実行します。
③ 処理困難な事案にも専門職として、適正に対応します。
を実践して参ります。

小松島支所 小松島市 勝浦郡



支所長 松本 美徳

小松島支所を紹介したいと思います。
社員数 9名
平成19年の主な受託状況
○国土交通省 徳島河川国道事務所
○徳島県 東部農林水産局
○徳島県 東部県土整備局
○小松島市 都市整備課
などです。

まず、小松島支所には業務が発注されると、規模の大小に関係なく、まず迅速に処理できる支所員(単独又は複数名)を選定します。次に、顧客と協議を重ねる中で、業務内容を十分に理解し、支所員の知識と経験を生かして適切な処理方法や問題点を助言します。そして、業務に着手する流れとなります。
小松島支所では、毎年不動産登記法・GPS測量等の研修を行い、地図訂正等登記処理の情報交換をし、顧客の信頼に応えるため、日々努力しています。
地図に関する問題や登記処理に関するご質問など、不明な点がございましたら、どうぞ気軽に連絡を下さいますようお願い致します。

徳島支所 徳島市 名東郡 名西郡



前支所長 南 浩司
支所長 武市 好史

徳島支所を紹介したいと思います。
社員数 49名
平成19年の主な受託状況
○法務省 徳島地方法務局
○徳島県 東部県土整備局
○徳島市、石井町
などです。

徳島支所では、平成18年度から取り組んでいる継続的で大きな業務があります。それは、徳島地方法務局から発注された以下の不動産登記法第14条1項地図作成業務です。その具体的な規模は、
平成18年度 徳島市南沖洲二丁目・三丁目の一部 0.21km² 土地約1000筆
平成19年度 徳島市北沖洲一丁目・二丁目の各一部 0.21km² 土地約1000筆
です。
工期が4月から翌年3月と約1年間に及び作業であり、公嘱協会社員が資料調査・基準点測量・一筆地調査(現地立会)・一筆地測量・面積計算・地図作成の総ての作業に取り組み、高精度で復元可能な地図を作り上げる作業でした。
このように、徳島支所は実績もあり、社員数が最大で経験豊富な社員も多いので、いかに大規模な業務でも、また、いかに困難な登記業務においても、万全の体制で臨む用意があります。
どうぞ官公庁の皆様が、公嘱協会を活用されることを切に希望します。

鳴門支所 鳴門市 板野郡



前支所長 片岡 英敏
支所長 西條 浩史

鳴門支所を紹介したいと思います。
社員数 17名
平成19年の主な受託状況
○農林水産省 中国四国農政局四国東部農地防災事務所
○徳島社会保険事務局
○徳島県 東部県土整備局
○鳴門市及び北島町
などです。

19年度におきまして、北島町建設課から基準点設置業務の発注がありました。発注者様が施工する事業及び北島町内で行う土地境界設定業務に使用する基準点(登記基準点)の設置を行う業務です。
北島町は昭和40年代の国土調査地区で当時の図根点も亡失しているため、各公共事業毎、民間境界設定作業毎に異なった基準点(準拠点)を使用して土地境界確定が行われてきました。その結果として、14条地図の復元及び既存境界確定成果の復元作業において誤差が生じ、地権者とトラブルになる場合があります。このような問題を解決するために、当協会から発注者様に、国調成果及び既存境界確定成果の有効利用と今後の一元管理に関してご提案させていただき、受託の運びとなりました。
現在の作業内容は、北島町内全域をカバーする1級・2級基準点の設置、一部3級基準点の設置を行っています。今後、北島町内で行う土地境界設定業務は、この基準点を既知点として土地境界確定を行い、発注者様が確定した境界成果を一元管理する予定です。
発注者様から当協会に発注していただいた事由として、
① 過去の実績(今まで受託した公嘱事件において、当協会担当社員が処理困難な事案にも適正に対応してきた。)
② 当協会が、北島町内で基準点設置に関して研修会を数回開催し、業務遂行能力を実証した。
③ 土地境界確定及び登記業務の重要性について、発注者様と当協会の意見が一致している。
などが挙げられます。
今後、地籍調査事業が進んでいない市町村でも測量の基準を統一し、その成果を一元的に管理することで、公共物(道路・河川)の管理及び整備等に十分な効果が期待できます。
鳴門支所では発注者様の期待に添えるように、社員一同一丸となって努力する所存です。

NEW FACE! 新しく入会した仲間を紹介します



徳島支所 今井 康幸

この度、平成20年1月に公嘱協会に入会いたしました、今井康幸と申します。
私自身、業務経験が少ないため、専門職としての測量技術、知識の浅さを痛感しております。
依頼者の大切な財産である不動産の登記申請等を行うことの重大さを常に念頭において、日々精進して行きたいと思ひます。



徳島支所 木村 徹也

若輩者ですが、依頼者や先輩方から信頼される土地家屋調査士を目指してがんばって行きたいと思っておりますので、ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い致します。



徳島支所 披田 準

私は今年5月に当協会に登録させて頂きました。公嘱協会に所属させて頂き「公益法人」として与えられた業務を責任をもって執行し、土地家屋調査士という専門家集団として恥じないだけの知識や技術を身ににつけ、より一層の信頼が得られるよう努力していきたいと思ひます。
今は調査士としてまだ2ヵ月程の経験しかなく自分の未熟さと業務の厳しさを痛感しております。日々努力し、精進と研鑽を積み重ねていきたいと思います。
これから、ご指導宜しくお願いいたします。



鳴門支所 船越 由紀子

今年の5月に新しく公嘱協会に入会させていただきました。船越 由紀子と申します。事務所は松茂町で、鳴門支所所属です。
個人の依頼者のために仕事をさせていただくのも、もちろん、やりがいのある仕事といえると思いますが、土地家屋調査士としてこれから仕事をしていく以上、やはり公嘱協会の公共性の高い仕事にもできるだけ携わっていきたく考え入会を希望しました。
土地家屋調査士としての登録も今年の4月で、まだまだ何もかもがスタートラインにたったばかりという状態ですが、少しでも早く一人前の社員としての責務を果たせるようになりたいと思ひます。
よろしくお祈りします。



吉野川支所 渋谷 誠児

私は、昨年の7月に入会しました吉野川支所の渋谷誠児と申します。公嘱協会のルールなど分からない事が多いのですが、先輩に教わりながら頑張っております。
私たちの仕事は、非常に大切であり、やりがいのある仕事であると、いつも感じております。それだけに、正確かつ迅速に仕事を行い、信頼される土地家屋調査士でありたいと思っております。
これからも日々、研鑽を積み努力して参りますので、ご指導よろしくお願い致します。

地積測量図の作成者について

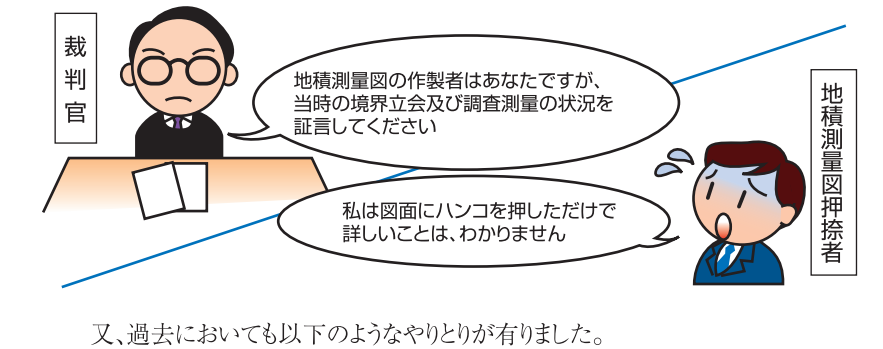
徳島地方法務局主席登記官から嘱託登記関係官公署登記事務担当の長へ文書が送付されました。

以下は、その一部抜粋です。

登 第 4 1 号
平成20年 2 月20日

地積測量図には、その正確性を担保するため、作成者が署名又は記名押印すること（規則第74条第2項）この作成者とは、その地積測量図に表示された土地について、実際に筆界等の調査・測量したものであるとされていますが、土地家屋調査士、土地家屋調査士法人及び公共嘱託登記土地家屋調査士協会以外の者（測量士等）が、業として、不動産の表示に関する登記申請（嘱託を含む）に必要な土地又は家屋の調査、測量をすること及び地積測量図を作成することは土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第68条第1項の規定に抵触することになります。

なお、貴嘱託官公署の職員が、自ら不動産の表示に関する登記の嘱託に必要な土地の調査及び測量を行い、地積測量図を作成した場合には、当該職員が地積測量図の作成者として署名又は記名押印することはなんら差し支え有りません。



照 会 昭和57年6月22日付日調連総発第90号
日本土地家屋調査士会連合会会長

土地家屋調査士法第19条（現行第68条）該当事項について（お伺い）

測量士等が業として他人（官公署、個人を問わない）の依頼を受けて、不動産の表示に関する登記につき必要な土地又は家屋に関する調査・測量をすること及び地積測量図等を作製することは、土地家屋調査士法第19条第1項本文（現行第68条）の規定に該当するものと解しますが、いささか疑義がありますので何分のご指導を賜りたくお伺いいたします。

回 答 昭和57年9月27日付法務省民三第6010号
法務省民事局長

土地家屋調査士法第19条（現行第68条）該当事項について（回答）

本年6月22日付日調連総発第90号をもって照会のあった標記の件については、貴見のとおりと考えます。

質 問 昭和60年4月19日第102回国会衆議院法務委員会
柴田睦夫委員

土地家屋調査士法第19条（現行第68条）該当事項について（要旨）

この見解から見ますと、官公署と言えども、嘱託登記に際し登記所に提出すべき地積測量図などを測量業者が作製することは、その測量業者について、大体繰り返し行わせるでしょうから、法第19条（現行第68条）違反の疑義も生じてくる余地があるのじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

答 弁 枇杷田泰助法務省民事局長

登記所に提出する事になるいろいろな書類でございますが、そういうものを作成する、図面をつくるというようなことは土地家屋調査士がやらなければならないわけでございます、本人申請の場合は除きますけれども。

従いまして、そういう仕事を業として土地家屋調査士の資格のないものが受けるという場合には、ただいまお示しの調査士法の19条（現行第68条）違反になるうかと思ひます。

（根拠となっている法令）

土地家屋調査士法

第68条

調査士会に入会している調査士又は調査士法人でない者（協会を除く）は、第3条第1項第1号から第5号までに掲げる事務（同項第2号及び第3号に掲げる事務にあっては、同項第1号に掲げる調査又は測量を必要とする申請手続きに関するものに限る）又はこれらの事務に関する同項第6号に掲げる事務を行うことを業とすることができない。

第73条

第68条第1項の規定に違反したものは、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

筆界特定制度と境界（筆界）確定訴訟

●筆界特定後に境界確定訴訟となった場合は

境界確定訴訟の判決との関係（不動産登記法148条）

筆界が特定された後に境界確定訴訟の判決が確定したときは、その判決と抵触する範囲で、筆界特定の効力は失われる。

●やはり最終的には境界確定訴訟となってしまうのであろうか

釈明処分の特則（不動産登記法147条）

筆界特定がされているときは、当該筆界に関する境界確定訴訟において、裁判所は、登記官に対し、筆界特定手続の記録の送付を釈明処分として嘱託することができるとされている。筆界特定事件の記録を境界確定訴訟でも早期に取得し、迅速な争点整理・証拠調べを可能とする趣旨である。

筆界の専門家である登記官が土地家屋調査士等専門家の関与する慎重な手続きの下にした筆界の特定は、裁判所でも尊重されそれと異なる境界確定判決があまり出ないことが考えられるため、筆界特定手続の紛争解決力が事実上大きくなっていくことが期待される。

筆界特定と境界（筆界）確定訴訟などとの対比

	筆界特定制度	境界（筆界）確定訴訟	裁判外紛争解決制度（ADR）
根 拠 法	不動産登記法（平成16年法律第123号） 最近改正・平成17年4月13日法律第29号 施行は1年以内制令指定日	民事訴訟法（平成8年法律第109号）	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年12月1日法律第151号） 施行は2年6月以内制令指定日
手続きの性質	筆界の現地における位置についての「筆界特定登記官」の認識を表示する行為	実質は非訟、形式的には形成訴訟（判例・通説）	話し合いによる紛争解決
争いの対象	非公開 筆界（公法上の境界）	公開 筆界（公法上の境界）	非公開 筆界確認及び筆界が不明であることによる所有権界
主 体 判断者	法務省法務局 筆界特定登記官	裁判所 裁判官	民間ADR機関など 調停員
手続きの構造、関係者の手続き保証	当事者対立構造を採らない（職権主義） 資料・意見の提出機会の付与	当事者対立構造を採る（原告・被告）	話し合いによる解決（申立人・相手方）
手続き開始の端緒	当事者の申請のみ（職権ではない）	訴えの提起	申立による（ただし相手方の合意がなければ開始できず）
申請・訴え提起又は申立の当事者適格	所有権登記名義人等 担保権者、質借人等には申請権なし	土地所有者（実質的所有者） 担保権者、質借人等には提訴権なし	所有権登記名義人等 担保権者、質借人等には申立権なし
公示手続きの有無	あり（公告・通知）	なし	なし
資料の収集	筆界調査委員が職権でも収集	当事者が収集（職権探知は原則不可） 筆界特定の結果活用が可能（釈明処分の特則）	当事者の収集が原則
専門的知識の活用	筆界調査委員 鑑定人	専門委員 鑑定人	調停員 鑑定人 弁護士
不服申立の手続き	境界（筆界）確定訴訟を提起することができる	上訴	原則ない。取り下げ後に訴えの提起
解決までの時間 和解、調停	迅速（標準処理期間あり） できない	長期化する場合有り できない	迅速かつ柔軟的 できる
土地家屋調査士としての関与	筆界調査委員	専門委員 鑑定人 訴訟代理人の補佐人	調停員
	手続きについての代理人		一定の条件下で代理人

★

おもな
受託実績

○ 区分地上権設定登記に伴う登記業務

○ 北沖洲地区14条地図作成業務

○ 猪ノ鼻トンネル地積測量図作成業務

○ 社会保険病院等の敷地に掛る境界確定業務

○ 国道438号線 城南町一丁目調査業務

○ 徳島環状線（新浜本町～八万町）登記業務

○ 小松島市田野川小・田野調査業務

○ 緊急地方道路整備事業に伴う登記業務

○ 道路局部改良工事に伴う分筆登記業務

○ 一般農道上八多線の分筆登記業務

○ 国道193号線 那賀町掛盤調査業務

○ 田方穴吹線 美馬市穴吹町調査業務

（中国四国農政局四国東部農地防災事務所）

（徳島地方法務局）

（国土交通省 徳島河川国道事務所）

（徳島社会保険事務局）

（徳島県 県土整備部）

（東部県土整備局 本庁舎）

（東部県土整備局 徳島庁舎）

（東部県土整備局 鳴門庁舎）

（東部県土整備局 吉野川庁舎）

（徳島農林事務所）

（南部総合県民局 那賀庁舎）

（西部総合県民局 美馬庁舎）

支 所 長 名 簿

支所名	支所長名	事 務 所	電話番号（FAX番号）
徳 島 武 市 好 史	〒770－0812 徳島市北常三島町三丁目23番地 8	088－624－0390（088－624－0390）	
鳴 門 西 條 浩 史	〒772－0021 鳴門市里浦町里浦字坂田432番地195	088－684－3780（088－684－3718）	
小松島 松 本 美 徳	〒773－0015 小松島市中田町字内開14番地 1	0885－32－8273（0885－33－2913）	
阿 南 樽 見 雅 文	〒775－0303 海部郡海陽町高園字小林41番地	0884－73－1745（0884－73－3505）	
美 馬 西 村 嘉代子	〒779－3610 美馬市脇町大字脇町1298番地 2	0883－53－1955（0883－53－5257）	
三 好 森 伸 二	〒779－4701 三好郡東みよし町加茂1880番地 9	0883－76－1155（0883－76－1166）	
吉野川 田 村 一 仁	〒776－0003 吉野川市鴨島町内原322番地 4	0883－24－3110（0883－24－3112）	